

川崎市立川崎病院医療放射線管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 医療放射線管理委員会（以下「委員会」という）は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号）に基づき、診療用放射線の安全利用に係る管理を行うことを目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 診療用放射線の安全利用のための指針の変更に関する事項
- (2) 診療用放射線の安全利用に係る研修に関する事項
- (3) 診療用放射線の安全利用に係る医療被ばくの安全管理に関する事項

(組織)

第3条

- 1 委員会は、病院長が設置し、医療放射線安全管理責任者を指名し委員会の委員長とする。
- 2 委員は、医療放射線安全管理責任者、放射線科医師、診療科医師、診療放射線技師、看護師、その他委員長が必要と認めた者とする。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

(任期)

第4条

- 1 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条

- 1 委員会の議事は書記によって記録され病院の記録に残し、医療放射線安全管理責任者が院長に報告する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席で会議が成立する。
- 3 委員会は、年1回以上開催するほか、委員長が必要と認

めたときに開催する。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、医療安全管理室に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。